

荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月16日

荒川区長 滝 口 学

荒川区条例第25号

荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年荒川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第6条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (略) (2) 主幹養護教諭、 <u>主務養護教諭</u> 、養護教諭又は養護助教諭 (3) (略)	(職員の配置の基準) 第6条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (略) (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。